

利用区分 内/外	通し 項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家 屋、償却)	対応方針		印字項目への 影響有無	レイアウトへの 影響有無	構成員向け区 分(質問・報告)	構成員向け質問	賛成	反対	その他	団体回答結果	事務局方針(構成員展開用)	対応時期	検討状況
				要件修正方針 (追加、修正、 削除、変更な し、要検討)	対応内容											
外部	63	納税通知書(土地・家屋・償却資産)	共通	要検討	<p>※帳票項番62～65、91、93に係る検討事項。(本資料上の記載は本行のみといたします。)</p> <p>納税通知書・更正(賦課)決定通知書(償却資産のみの帳票を除く。)のレイアウトについて、端数処理の記載は第2.0版では、以下のとおりとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準額(合計)：千円未満切り捨て ・合計年税額：百円未満切り捨て <p>今回APPLICの以下のご意見(抜粋)を受けております。</p> <p>『地方税法520の4の2③で固定資産税と都市計画税はそれぞれ1の地方税とみなすことになっているが、上記の表記では、年税額の端数処理の位置がことなることから、そのまま計算すれば税額にずれが生じる。税法どおりの取り扱いとするなら、それぞれの税目の年税額の欄に(百円未満切り捨て)と記載すべきと考え、合計年税額の算出方法はレイアウトのとおりにかわるのか。』</p> <p>ご意見を踏まえまして、帳票項番62～65、91、93において、「別添1」のシートのように変更することといたします。</p>	有	有	報告		0	1	0	賛成(0団体)： 反対(1団体)： 埼玉県町村会 その他(0団体)：	納税義務の承継を考慮した場合、年税額は100円未満切り捨てとしないケースがあることから、納税通知書への「(百円未満切り捨て)」の表現は適切ではないと考える(他の税額を表示する帳票についても同様)旨の意見を踏まえ、引き続き検討させていただきます。	3.0	継続検討